

まずは「相談」から！

か き そ う だ ん き か ん せんもんそうだんきか ん り ょ う
 下記の相談機関・専門相談機関をご利用ください！

| ●相談機関 | | |
|------------------------------------|--|-----------------------------|
| 会津若松市役所健康増進課 | ・乳幼児の健診、母子保健の相談 ・発育、発達の相談 | 電話:39-1245 |
| 会津若松市役所こども家庭課 | ・こどもの福祉に関する相談 | 電話:39-1243 |
| 会津若松市役所障がい者支援課 | ・障がい福祉に関する相談 | 電話:39-1241 |
| 会津若松市役所学校教育課 | ・教育や就学に関する相談 | 電話:39-1461 |
| ●専門相談機関 | | |
| 福島県発達障がい者支援センター | ・日常生活等に関わる相談、助言や福祉サービスの情報提供。また、必要に応じ総合療育センター医師との連携のもと医学的診断を行う。 ・発達の状態について、心理検査等による評価、発達障がい者及びそのご家族や関係機関に対する助言・指導。 | 電話:024-951-0352 （郡山市） |
| 福島県会津児童相談所 | ・子どもの虐待、養護、不登校、障がい、非行、性格、しつけなど、あらゆる児童の福祉に関する相談。 | 電話:23-1400 |
| 福島県会津保健福祉事務所 （障がい児(者)地域療育等支援事業） | ・障がい児(者)の専門的な療育支援及び相談支援、地域における療育に関する相談支援体制整備の支援。 | 電話:65-2711 （福島県ばんだい荘あおば） |
| 福島県教育庁会津教育事務所 | ・家庭での療育に関する相談。 | 電話:29-5486（巡回相談） |
| 福島県立会津養護学校 | ・障がい児が認められるか、またはその心配がある児童の養育、教育、療育や就学に関する相談。 | 電話:32-2242 |
| 福島県立会津養護学校竹田分校 （教育相談室「あいづっこ」） | ・障がい児が認められるか、またはその心配がある児童(主に病弱児童)の養育、教育、療育や就学に関する相談。 | 電話:28-0640 |
| 福島県立聾学校会津分校 （みみらんど・会津） | ・聴覚障がい児が認められるか、またはその心配がある幼児・児童・生徒の養育、教育、療育や就学に関する相談。 | 電話:22-1286 |
| 福島県総合療育センター | ・主に肢体不自由児の通所あるいは入所による治療・訓練・保育・生活指導等。 ・外来部門における障がいの早期発見・早期治療・訓練及び教育を行うための総合療育。 | 電話:024-951-0250 （郡山市） |
| 会津若松市障がい者総合相談窓口 | ・障がいに関する全般的な相談、必要な情報提供及び障がい者などの権利擁護に必要な援助。 | 電話:33-5622 |
| 障がい者相談支援事業所アガッセ | ・障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ケアマネジメントによる支援。 | 電話:33-5622 |
| ふれあいスマイル相談支援事業所 | | 電話:27-1644 |
| 障がい相談支援事業所 コパン・クラージュ | | 電話:37-0511 |

あ い づ わ か ま つ し ち い き し り つ し え ん き ょ う ぎ かい
 会津若松市地域自立支援協議会とは・・・
 障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、平成19年に設置されました。医療、経済、教育、福祉等の団体の参加をいただき、「障がい理解の仕組みづくり」、「地域で支え合う仕組みづくり」、「活動支援の仕組みづくり」、「一般就労に向けた仕組みづくり」、「成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり」、「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んできています。

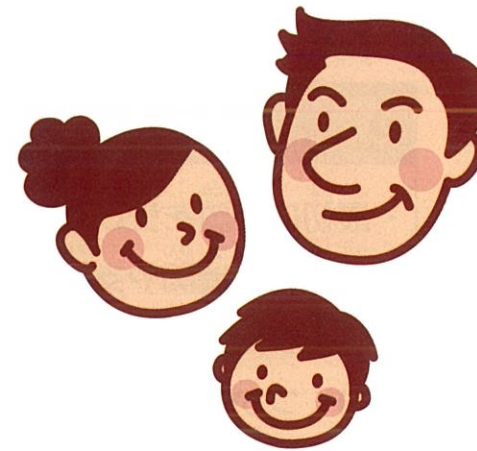
編 集 ・ 発 行 / 会津若松市地域自立支援協議会 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
 お問い合わせ先 / 会津若松市役所障がい者支援課障がい者支援グループ TEL 0242-39-1241・FAX 0242-39-1430

子育ての悩みありませんか？

あ い づ っ こ が どの子も みんな
 生き生きと生活できるように！
 一人ひとりが大切にされるように！
 必要な適切な療育を受けることができるように！
 みんなで支え合いながら 一緒に考えていきましょう！

「療育部会」では、子育てに関する親御さんの悩み、特に、障がいを持ったお子さんの早期発見と早期療育の仕組みづくりについて話し合いながら、その解決の方法等を検討しています。

「療育」とは医療と教育をあわせてつくられた言葉です。
 現在のあらゆる医療、訓練、教育、福祉などを総動員してその子が持つ能力をできるだけ有効に発揮できるよう支援し、自立を目指すことを表しています。
 この言葉に表現されているように医療と教育と福祉がしっかりとチームを組んで関わることが大切であると考えられます。



今回の「自立支援協議会だより」では、まず親御さんたちの子育てに関する様々な悩みについて、
 ① 子育ての悩みがある。
 ② どこに相談すればいいのか？
 ③ 解決に向けた支援はどうなるのか？
 このことについて考えてみます。

こんな悩みをお持ちではないでしょうか？...



どうしたらいいのかわからない。



将来、仕事につけるだろうか？

乳幼児期

うちの子、周りの子と何かが違う...

ご飯をあまり食べない。

常に落ち着きがない。

何だか言葉が遅いようだ...

他の子と遊ばない...一人ている事が多い様子。

同じ悩みを持つ人たちと話をしたい...

学齢期

朝になると必ずお腹が痛くなると言っている。

大事な事を覚えられない。いくら言っても伝わらない。

一人で一方的に話をして、人の話を全く聞かない。

授業に集中できない。乱暴な振る舞いがあって困る...

学校の勉強についていけない様子。進学も難しそうな感じがする。

青年期

敬語の使い方が苦手。

整理整頓ができず、忘れ物が多い。

対人関係が苦手。人間関係が上手く築けない。

自分たちも年を取り、この子の将来が心配だ。

福祉の支援は何かないだろうか？

こんな時には、まず相談してください!! (具体的な相談機関等は、裏面を参照してください。)



【相談から支援までの流れ】

①相談の受付と受理

- まずはお気軽にお話してみてください。
- 担当の職員が、それぞれの相談内容を伺います。
- 皆様からの相談は直接来所のほか、電話やFAX、メール等でも受け付けております。

②専門機関等との連携

- 最初に相談を受けた機関は、相談内容に応じて、必要な専門相談機関や支援機関と連携いたします。
- 様々な課題をいくつも抱えておられる場合があります。いくつかの機関が同時に支援する事もあります。

③解決に向けた支援

- 短期間で解決することもあれば、長期的に取り組まなければならない課題もあります。
- 専門機関ができること、家族だからできること、同じ思いを持つ仲間ができること等、皆ができることを進めます。